



28原機（大速）008
平成29年3月29日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究開発センター（南地区）原子炉設置変更許可申請書
（高速実験炉原子炉施設の変更）
の工事計画の変更の届出

平成19年5月25日付け18諸文科科第640号をもって設置変更許可を受けた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）原子炉設置変更許可申請書（高速実験炉原子炉施設の変更）の記載事項のうち、「五 工事計画」（平成19年5月25日付け18諸文科科第640号をもって許可、平成21年2月23日付け20原機（大速）019をもって変更を届出）を変更したいので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄

二 変更に係る事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究開発センター（南地区）
所 在 地 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番

三 変更の内容

別紙1のとおり。

四 変更の理由

改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴い、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）の高速実験炉原子炉施設を「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合させるための変更を行う。

上記の変更申請に併せて、平成19年5月25日付け18諸文科科第640号をもって設置変更許可を受けた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）原子炉設置変更許可申請書（高速実験炉原子炉施設の変更）のうち、「原子炉出力制御方式の追加」の内容を削除するため、工事計画から当該工事を削除し、工事計画を別紙1のとおり変更する。

工 事 計 画

[高速実験炉原子炉施設]

項 目	平成年度	29	30	31	32	33
照射用実験装置の追加						
				未 定		

※ 炉心温度の低温化については工事を要しない。